

周産期専門医規定改訂箇所

改訂の趣旨：現在産科麻酔については産科医が行わない施設も多いことから、規定の見直しを行うとともに、主に暫定措置規定の適用期間に係る条文の改訂を行った。

通し番号		現行	改訂案	改訂理由
1	規則付則	<p>(周産期専門医(母体・胎児))</p> <p>第7条</p> <p>(2) 新生児医学</p> <p>5) 産科麻酔の適応と要約を理解し、自ら実施することができる</p> <p>必要研修症例数(周産期専門医資格認定試験申請時まで)</p> <p>第5項</p> <p>7) 産科麻酔、無痛分娩10例以上</p>	<p>(周産期専門医(母体・胎児))</p> <p>第7条</p> <p>(2) 新生児医学</p> <p>5) 産科麻酔の適応と要約を理解し、管理することができる</p> <p>必要研修症例数(周産期専門医資格認定試験申請時まで)</p> <p>第5項</p> <p>7) 産科麻酔(無痛分娩を含む)10例以上</p>	<p>産科麻酔については、産科医が麻酔をかけない施設もあることから、自ら実施することができるから管理することができるに変更</p> <p>表記の変更</p>
2		<p>(研修開始申請資格の特例)</p> <p>第8条 基本学会の専門医資格取得に必要な研修期間を充たし、基本学会の専門医受験資格が出来た段階で、研修開始届を提出することができる。尚、基本学会の専門医資格を取得後、すみやかに認定証の複写を提出すること。</p> <p>2. 研修開始日より1年以内に基本学会の専門医資格を取得できない場合は、第1項の研修開始届は無効とする。</p> <p>3. 国外で取得した資格及び臨床研修歴は審査の上、研修期間及び臨床経験の一部とみなすことができる。</p>	<p>(研修開始申請資格の特例)</p> <p>第8条 基本学会の専門医資格取得に必要な研修期間を充たし、基本学会の専門医受験資格が出来た段階で、研修開始届を提出することができる。尚、基本学会の専門医資格を取得後、すみやかに認定証の複写を提出すること。</p> <p>2. 研修開始日より1年以内に基本学会の専門医資格を取得できない場合は、第1項の研修開始届は無効とする。</p> <p>3. 国外で取得した資格及び臨床研修歴は審査の上、研修期間及び臨床経験の一部とみなすことができる。尚、国内留学・大学院での臨床研修歴についても同様とする。</p>	<p>国外留学だけではなく、国内留学・大学院での研究についても研修歴とみなすことができるように変更</p>
3	試験実施規定	<p>(周産期専門医(母体・胎児)症例要約)</p> <p>第12条</p> <p>(7) 産科麻酔、無痛分娩</p>	<p>(周産期専門医(母体・胎児)症例要約)</p> <p>第12条</p> <p>(7) 産科麻酔(無痛分娩を含む)</p>	<p>表記の変更</p>
4	暫定措置規定	<p>(適用期間と指定期間)</p> <p>第2条 周産期専門医(新生児)資格、暫定指導医及び暫定認定施設についての暫定措置の適用期間は施行日から5年間とする。</p> <p>2. 周産期専門医(母体・胎児)資格、暫定指導医及び暫定認定施設についての暫定措置の適用期間は施行日から5年間とする。</p> <p>3. 暫定認定施設の指定期間は認定の日より5年間とする。</p> <p>4. 暫定指導医の任期は指定時の暫定認定施設に勤務する期間とする。</p>	<p>(適用期間と指定期間)</p> <p>第2条 周産期専門医(新生児)資格、暫定指導医及び暫定認定施設についての暫定措置の適用期間は、暫定措置の適用終了までとする。</p> <p>2. 周産期専門医(母体・胎児)資格、暫定指導医及び暫定認定施設についての暫定措置の適用期間は、暫定措置の適用終了までとする。</p> <p>3. 暫定認定施設の指定期間は認定の日より5年間とする。</p> <p>4. 暫定指導医の任期は指定時の暫定認定施設に勤務する期間とする。</p>	<p>適用期間を5年ではなく、暫定措置規定の適用終了までに変更。このことにより、5年ごとに暫定措置規定を改訂する必要がなくなる。</p>

通し 番号		現行	改訂案	改訂理由
5	暫定措置 規定	<p>(認定) 第9条 暫定措置期間中に周産期専門医を取得した専門医は、5年を経過しなくても規則付則第5条第2項(2)の規定に関わらず、2020年以降に指導医の申請資格を得ることができる。</p>	<p>(認定) 第9条 暫定措置期間中に周産期専門医を取得した専門医は、5年を経過しなくても規則付則第5条第2項(2)の規定に関わらず、暫定措置の適用終了時には、指導医の申請資格を得ることができる。</p>	<p>現行の(2)は、2020年に暫定措置規定を廃止する方針で追加したものである。暫定措置が2020年以降も存続する可能性が高いので、暫定措置の適用終了までに変更した。</p>
6		<p>(更新) 第10条 暫定指導医は、認定後5年目に更新手続きを行う。 2. 更新手続きは規則付則第10条に準ずる。</p>	<p>(更新) 第10条 暫定指導医は、認定後5年目に更新を行う。 2. 更新については、施設認定委員会で審議、承認を行う。</p>	<p>現在、暫定指導医は5年ごとの更新となっているが、暫定措置適用中は原則自動更新となっている。下記の第6条と同じ条文に変更し、更新手続きを行うという条文を削除した。 第6条 認定施設は、認定後5年目に更新を行う。 2. 更新については、施設認定委員会で審議、承認する。</p>